平成２５年（フ）第５４８７号
大阪府枚方市長尾西町２丁目59番11号
債務者　有限会社ジー・テック
代表者代表取締役　竹達　敏雄
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　麻友
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４９６号
大阪府東大阪市御厨東２丁目14番25号
債務者　有限会社ノダ・アート
代表者取締役　野田　俊男
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　幸保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１７号
埼玉県川口市差間２丁目34番13号
債務者　株式会社アクア・キューブ
代表者代表取締役　秋葉秀二郎
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月28日午前11時
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２０４号
神奈川県横須賀市小矢部１丁目20番１号中川ビル２Ｆ２号
債務者　有限会社津軽工務店
代表者代表取締役　山本　重樹
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　康裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月28日午前10時30分
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第５５００号
大阪市北区西天満３丁目１番６号
債務者　株式会社メイトクシステム
代表者代表取締役　仲谷　　護
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙尾慎一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月３日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４９０号
京都府亀岡市曽我部町寺恋谷46―７
債務者　有限会社ティ・エス・ライン
代表者取締役　澤中　弘之
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　元氏　成保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１３号
茨城県水戸市北見町３番47号、登記簿上の住所茨城県水戸市けやき台１丁目６番地の１センターコートけやき台301号
債務者　有限会社睦商
代表者取締役　長沼　博史
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月14日午前11時40分
水戸地方裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第４４号
熊本県菊池市袈裟尾68番地７　オーケーハイツ101、前住所熊本県菊池市泗水町永2598番地８
債務者　柳田　初子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　喜親
4　破産債権の届出期間　平成26年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
熊本地方裁判所山鹿支部

平成２５年（フ）第５５８号
神奈川県平塚市大神2573番地の６　リバーサイドダイヤモンドマンション401
債務者　田沼　邦子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　香﨑　弘文
4　破産債権の届出期間　平成26年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５５９号
神奈川県平塚市大神2573番地の６　リバーサイドダイヤモンドマンション401
債務者　田沼佑一郎
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　香﨑　弘文
4　破産債権の届出期間　平成26年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１１５号
福島市太平寺字児子塚８番地の３ドミール樹の里105、従前の住所福島市陣場町７番１号
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半澤　一成
4　破産債権の届出期間　平成26年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第２２３５号
愛知県愛知郡東郷町和合ケ丘２丁目20番地14、従前の住所岐阜県関市小瀬991番地９
債務者　坪井　　啓
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　朋加
4　破産債権の届出期間　平成26年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月19日午後２時50分
6　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５５７０号
大阪府寝屋川市末広町24―１　カルチェ清水谷107号室、住民票上の住所大阪府寝屋川市成田東が丘17番16号
債務者　オフィスＢｅｈｏｕｓｅこと　嶋村　卓也
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村井　柾文
4　破産債権の届出期間　平成26年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７０号
愛媛県南宇和郡愛南町家串1129番地２
債務者　宮下　守雄
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　優子
4　破産債権の届出期間　平成26年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第２１７号
愛知県田原市堀切町新堀西58番地１
債務者　佐藤　　司
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼　昌史
4　破産債権の届出期間　平成26年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月10日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部